

【別表】

	減免の種類	減免認定の対象	減免の申請方法	添付書類	適用期間	減免の額	減免の決定
1	生活保護減免	生活保護法第12条の生活扶助を受けている被保護者	減免申請書(様式第1号)により申請	申請者が生活保護を受給していることを証明できるものの写し 【共同住宅等に居住している場合】 申請者が生活保護を受給していることを証明できるものの写し及び共同住宅等の所有者又は管理人が発行した請求書等の写し	保護の決定日以降に調定された下水道使用料で、その下水道使用料の検針日が減免申請書を提出した日の属する月の前の月以降のもの	下水道使用料等全額 【共同住宅等に居住している場合】 共同住宅等の所有者又は管理人が発行した請求書等に記載された下水道使用料等全額	下水道使用料等減免承認・不承認決定通知書(様式第2号)により通知する。
2	中国残留邦人等減免	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第2項第1号の生活支援給付を受けている者	減免申請書(様式第1号)により申請	申請者が生活支援給付を受給していることを証明できるものの写し 【共同住宅等に居住している場合】 申請者が生活支援給付を受給していることを証明できるものの写し及び共同住宅等の所有者又は管理人が発行した請求書等の写し	給付の決定日以降に調定された下水道使用料で、その下水道使用料の検針日が減免申請書を提出した日の属する月の前の月以降のもの	下水道使用料等全額 【共同住宅等に居住している場合】 共同住宅等の所有者又は管理人が発行した請求書等に記載された下水道使用料等全額	下水道使用料等減免承認・不承認決定通知書(様式第2号)により通知する。
3	災害等減免	豪雨、地震、その他の異常な自然現象による被害により納入資力を失った者	管理者が別に定める	管理者が別に定める	管理者が別に定める	管理者が別に定める	管理者が別に定める
4	公園等減免	都市公園法第2条の規定による都市公園及びそれに準ずると管理者が認めた施設(ただし、公園内の有料施設及び公園内有料施設とそれ以外の施設の下水道使用料等を分けられない場合のそれ以外の施設は除く)	減免申請書(様式第1号)により申請	減免認定の対象施設の位置図、平面図及び配管図	減免申請書を提出した日以降に納期限が到来する下水道使用料から適用する	下水道使用料等全額	下水道使用料等減免承認・不承認決定通知書(様式第2号)により通知する。
5	プール減免	学校教育法第1条の規定による学校の附属施設として設置したプール又は児童福祉法第40条の規定による児童厚生施設の附属施設として設置したプール	減免申請書(様式第1号)により申請	減免認定の対象施設の位置図、平面図及び配管図	減免申請書を提出した日以降に納期限が到来する下水道使用料から適用する	下水道使用料等全額	下水道使用料等減免承認・不承認決定通知書(様式第2号)により通知する(ただし、申請者に変更がなく継続して季節的使用を行う場合は送付しない)
6	工事用減免	建築物の建築・解体等における排水設備のない工事用水栓	減免申請書(様式第1号)により申請	—	減免申請書を提出した日以降に納期限が到来する下水道使用料から適用する	下水道使用料等全額	下水道使用料等減免承認・不承認決定通知書(様式第2号)により通知する

備考

1 第1項又は第2項の減免認定の対象者が減免申請書(様式第1号)を提出しないことにやむを得ない合理的な理由がある場合の減免の決定は、下水道使用料等減免調書(様式第3号)により行うものとする。